

## 松山地方裁判所委員会（第25回）議事概要

### 1 日時

平成26年12月9日（火）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

### 3 出席者

（委員） 越智やよい，加藤令史，兼平裕子，川越弘毅，下田知行，真木啓明，森實将人，山口雅高（五十音順）

（事務担当者） 香村事務局長，井上民事首席書記官，山西刑事次席書記官，山崎民事訟廷管理官，高橋総務課長，土居総務課課長補佐

### 4 議事（○委員，▲報告者）

#### （1） 委員長選出

互選により山口雅高委員（松山地方裁判所長）が委員長に選出された。

#### （2） 松山地方裁判所長あいさつ

#### （3） 越智やよい委員から，「愛媛県男女共同参画センターにおける配偶者暴力相談支援の現状と取組み」の内容で，愛媛県男女共同参画センターの概要，配偶者暴力相談支援センターとしての業務，ドメスティック・バイオレンスについて，保護命令発令の事例検討，相談現場での課題・悩み等について説明がなされた。

#### （4） 報告者の説明の後，意見交換が行われた。

- ▲ 具体的事案に基づいて説明したい。直接の暴力自体は，29年前の殴る行為等であったが，妻が離婚の申立てを行うと夫が押しかけてくると予想されたため，事前に警察へ相談に行った事案があった（以下「本事案」という。）。本事案で警察は，男女共同参画センターで相談するように指示したが，結局，夫が妻の帰宅を待ち受け，暴行を加えて，傷害で逮捕された。

- ▲ その後本事案では、妻としては、配偶者が2週間後には釈放されるため不安を感じ、警察に相談したところ警察は配偶者との和解を示唆した。しかし、妻には不安があったことから、男女共同参画センターに相談し、同センターから警察のストーカー対策室へ連絡がいき、結局はDVの申立てを行った。
- ▲ 本事案では、なぜ最初に警察で相談を受けてもらえなかったのか。また、なぜ警察が和解を示唆したのかが疑問に残った。
- DV事案では、中立な立場に立つと加害者の側に立ったような形になる。また、DV被害者に対しては、自立の支援を促す必要がある。
- ▲ DV相談がされるのは、DV事案の氷山の一角である。ただし、新居浜の相談件数が多い点については、新居浜では、DV事案とする判断基準が少し緩く、また、市の支援につなげていくため、同一の人が複数回相談していることから多くなっていると考えられる。
- ▲ DV相談の存在が知られることにより、DV事案が減っていくと考えられる。加害者も注意するし、被害者も誰かが助けてくれるという気持ちにもなると思う。そのような観点からDV相談をアピールして普及していきたい。
- ▲ 婦人相談所が最後の砦である。男女共同参画センターに来た相談者の危険性を判断して婦人相談所に繋ぐ。男女共同参画センターにはシェルターはないため、必要があれば、婦人相談所に依頼することになる。
- ▲ DV事案の相談については、本来は管轄警察署の生活安全課に連絡すべきところであるが、どうしても直ぐに対応されるものではない。そのため、警察のストーカー対策室に連絡をしてから、管轄の警察に来てもらうようにしている。できれば直接、管轄の警察に動いてもらえるとありがたい。
- DV被害者が自宅を飛び出して、実家に避難した場合に、加害者が実家に押しかけてこないように、接見禁止を付けたりする。また、被害者にシ

エルターに入ってもらえる場合もある。

- 申立人にとって相手方の退去命令が必要なのは、民間で住居を借りるのは時間がかかるためである。また、申立人が身の回りのものを取りに行くために、退去命令を出して、その間に取りに行くケースもある。退去命令を出した後、取り消すこともできる。
- 新居浜市には、民間団体でDV事案に熱心な団体がある。推測ではあるが、その団体に取り組んでいるため、西条のDV事件の申立件数と新居浜のDV相談件数が多いのではないかと（新居浜でのDV事件も西条支部で扱う。）。
- ▲ 最近では、男性がDV被害者となることもあるが、被害者になりすましてくるケースもある。
- DV事件となって表に出てきているのが、氷山の一角であるというのはまさにそのとおりである。社会的弱者に対する暴力は、防止のための啓蒙活動を行っても、残念ながら今後増えてくると考えられる。そのため今後は、増加することを前提に対応を考えていく必要があり、各関係機関の連携が非常に重要である。まずは警察のストーカー対策室との連携を深めていただきたい。
- ▲ 相談員は、被害者に対して、記録を取ったり、写真を残すようにアドバイスしている。
- ▲ 今は高齢者の相談も多い。高齢の被害者は暴力をふるわれるのが当たり前と思っている人が多い。そのような人を子供とか周りの人が、連れてきて来た場合には、地域包括支援センターの方に連絡を入れるが、同センターの指導により別居することには、なかなか家族の賛同が得られないことが多い。なお、同センターの方にも男女共同参画センターのDVの会議に出席してもらっている。
- DV事案にも色々なケースがある。事実確認の上では、中立・公正な立

場で把握をしないといけない。そして、DVの事実が認められれば、中立のままでいられないはずであり、そのことは加害者の側に立った形になるのは違うように思う。

- ▲ 相談を受ける人が、DV事案が起こるシステムを十分に理解をしていないのではないか。日本社会を理解した上で、中立であれば良いと思うが、理解しないまま、双方の話を聴くと、中立であるはずが結果的には加害者の方に肩入れすることになる。
- 公的な解決の場を作ることで、緊張している状況が爆発しないようになるのではないか。
- 刑事事件になった場合に、被害者が言うからその被害事実が認定できるというものではないので、被害があるのであれば、被害者に対して、日記に残すとかの自助努力についてアドバイスをしてはどうか。裁判所で離婚の申請を申し立てることもできるのではないか。
- データを見て、自分の身の周りにDV被害にあっている女性が、3割もいるというのは、信じられない。
- 実際のDV事件で、支配されている女性は多い。男性が仕事をしており、女性に職がないという立場の人が多く、経済的に依存していることから、支配され易い。DV被害者で社会的活動をしている人は、ほとんど見たことがない。
- DV事件の審理では、まず申立人から事情を聴取するが、その際には、矛盾を付いたりするようなことはしない。
- DV事件では、相手方はかなりの割合で出頭してくる。以前は、暴力を認める人が多かったが、最近は認めない人が増えている。
- ▲ 決心のつかないまま相談に来る方が多いので、自分がどのように生きていくのかが決まるまで相談を受ける。
- 物証がなく、供述だけで心証を採ることは多い。

- 暴力に対する社会批判は高まっていると思う。警察が刑事事件として扱うことが多くなってきたのは、そのような社会批判を反映しているのではないか。